

Accounting SQUARE

企業不祥事は 何故防げないのか

公益社団法人日本監査役協会 会長

おおた じゅんじ
太田 順司



はじめに

昨年末に社会的事件として注目を集めた大手
上場企業の不祥事は、第三者委員会報告によれば
会社法の善管注意義務・忠実義務違反、金融
商品取引法における有価証券報告書虚偽記載など
多くの法律違反を犯している。

既に金融庁と証券取引等監視委員会、検察庁
からなる合同調査に伴って、会社からは損害賠償
請求訴訟が、株主からは株主代表訴訟が提起
され、民事、刑事の両面から関与者への法的責任
の追及が始まっている。この事案は昨年末から
社会の耳目を集めただけでなく、国際的にも
事業展開が積極的に行われてきた企業を巡る不
祥事であるため、海外の機関投資家を始めとする
資本市場の大きな関心事になっている。

しかし、今や投資家を含む社会の眼は、事実
関係の把握から先に進んで、当該企業の再生計
画や国内主要株主の株主意見の在り方と、同時
に、過去に繰り返された企業不祥事の度に問わ
れてきた企業統治システムが何故、この企業に
おいて機能しなかったのかという点に関心が移
っている。

先日、臨時株主総会が開催され、新たな経営

陣が選任されたが、当該企業を巡る再建計画の
行く末を固唾をのんで見守る市場関係者、長年
に亘って当該企業での開発や製造に携わってき
た多くの従業員の心情は想像に難くない。

何故、こうした企業不祥事が当該企業で 20
年以上の長きに亘り隠蔽され、見過ごされてき
たのであろうか。当該企業の取締役会、監査役
会あるいは社外取締役や社外監査役が、関係法
令や社会が期待する経営執行陣への監視・監督
という職務を全うしていたとは思えない。監査
法人は企業から提供されたデータにのみ基づき、
公正妥当な会計慣行・原則に則って会計監
査を行い、「適正意見」を出してきたとする。
しかし、世論の多くは、法に定められた範囲に
限定した専門家の見解に満足していない。彼ら
が職業的専門家である監査法人や株主総会で選
任された監査役、取締役に期待するのは、長期
的な企業価値の成長を支える、より健全な懐疑
心であり、執行への牽制機能の発揮や自浄作用
がきちんと働く企業であることへの担保である。

今回、当該事例をもって日本企業全体に共通
する企業統治実態の縮図であるかのような報道
が相次いだが、経営トップ自らが長く関与し、
限定された役員を巻き込んだ隠蔽工作が実施さ

れてきた案件は極めて例外的な事案と考えるのが自然であろう。安易な一般論化に伴う規制強化が取りざたされる中、我が国企業が問われるべきは、我が国における企業統治システムの整備、運用状況であって、取締役による予防的措置が適切に実施されていたか、あるいは監査役がそれをどう監視していたかである。多くの企業において、しっかりと責務を果たしている社外取締役や社外監査役からは、今回の不祥事によって自らの職務への信頼感を貶める如き風潮は心外であるとする意見も多く寄せられている。

1 監査役制度の歴史

監査役を巡る制度設計の変遷は、日本の企業統治論の歴史において、非常に重要な位置を占め、制度設計の強化を通じた企業統治の強化の歴史でもある。

旧商法にあっては、明治時代から監査役には取締役の業務監査権が付与され、経営監督及び会計監査権限を含む広い権限が与えられてきたが、昭和 25 年改正によって、会計監査権限だけに権限が縮小され、業務監査権限は削除された。大きく監査役の権限が変化したのは昭和 49 年商法等改正以降のことであり、この年、現在の公益社団法人日本監査役協会は発足している。同年の改正では、監査役に、再度、業務監査権限が付与された。加えて、様々な監査役権限の強化策が講じられて、取締役会への出席権が認められ同時に任期が 2 年に延長されることになった。昭和 56 年の改正では複数の監査役の配置や大会社において常勤監査役設置が義務付けられた。そして、平成 5 年の改正時には、大会社における 3 名以上からなる監査役会制度の導入や 1 名以上の社外監査役の配置等の制度整備に加えて、監査役任期も 3 年に延長さ

れる等、企業不祥事やグローバル経済からの要請に応じてきたともいえる。また平成 13 年改正では、大会社において監査役会の半数以上は社外監査役でなければならないとされ、取締役会への出席義務・意見陳述義務及び辞任時における意見陳述権が制定され、同時に、監査役任期は 4 年に延長された。平成 14 年商法等改正では、委員会等設置会社（現在の委員会設置会社）の選挙が認められ、平成 17 年には新会社法が成立した。この改正によって、取締役会における内部統制システムの構築義務が定められると同時に、「定款自治」への舵が大きく切られたことになる。

新会社法では、機関設計の多様化により監査役を設置しない会社形態が認められる一方で、大会社の監査役には内部統制システムの基本方針に関して相当性判断が求められることとなり、また、買収防衛策の基本方針が定められている場合には監査役の意見が求められることになった。従来、監査役の職務は適法性監査に限られるとする見解が有力とされていたが、新会社法で規定された、これらの権限を適正に行使するためには、妥当性判断の領域に踏み込まざるを得ない状況が生じてきたことになる。日本監査役協会では、従来から適法性か妥当性かということではなく、取締役の職務執行の監査として必要な職務を遂行していかなければならないとしてきた。それが会社法の規定により、一層明らかになったものと考えている。

2 監査役を巡る今後の展望

一連の企業統治法制の経緯を踏まえれば、日本の監査役制度は成熟度の高い経営監視機能を持ち、良質な企業統治を可能にする内部統制システムの構築とも相俟って、我が国の企業統治を育ててきたといえる。しかしながら、急速な

経済のグローバル化に伴う我が国の資本市場の一層の透明性の向上要求など、法制等に関する多くの改善、見直しの議論が今日も継続しているのが現状である。

当協会では、平成22年の春以降、法制審議会会社法制部会の委員としていくつかの提言を行ってきたが、その主な主張点は「内部統制システムの整備状況の事業報告書への記載」、「会計監査人の選解任、報酬決定に関する決定権の付与」及び「株主と経営執行との利害調整に係る監査役の役割の明確化」の3点である。1月末の公開草案に関する意見募集に際しては、協会加盟会社約5,800社に対して、改めてアンケート調査を実施し、約3,200社から回答を得ている。公開草案に対する論点として「社外取締役の選任義務化」、「監査・監督委員会の創設」、「多重代表訴訟の創設」、更に「社外役員要件厳格化」等に注目が集まっているが、キャッシュアウトや子会社少数株主の保護等、上記以外にも多くの試案が出され、社会の関心が寄せられていることを見逃してはならない。

•「社外取締役の選任義務化」

会員の意識調査では、社外取締役が果たす役割に対して期待する声が多いものの、一律的な義務化への懸念も示されている。委員会設置会社では社外取締役の選任が義務化されていることから、監査役設置会社においても、社外者による第三者の眼の重要性を感じている監査役が多いのである。更に分析を進めると、大会社（又は有価証券報告書提出会社）においては中小規模会社に比較して、法による社外取締役の強制配置に対する抵抗感は少なく、また、中小規模会社にとっては想像以上のコスト負担を強いることになることが指摘されている。

一方、社外取締役を選任している企業であっても、社外取締役が、取締役会に出席するだけの存在であり、業務監査を中心とする社外監査

役との相対比較において社外取締役への失望感をあらわにする回答も少なくなかった。この指摘は、今後の制度設計に大きな問題を投げかけており、取締役に期待されている監督機能の実質的な業務に係る概念の見直しを要請されているように思える。

•「監査・監督委員会の創設」

東証上場企業の98%が採用している監査役設置会社方式と2%の企業が採用している委員会設置会社との中間案ともいえる監査・監督委員会設置会社制度は、新制度への移行を果たす企業が何社あるかによって、適正な制度間競争が行われているか否かという審判を受けることになる。

新制度の最大の特徴は、取締役会での議決権を持つ監査委員による経営監視である。欧米の機関投資家は日本の監査役制度が取締役会での議決権を持たない点を取りあげ、同時に、執行と経営監視の分離が不徹底であることによる企業統治に関する責任の不明確さと透明性の欠如をあげつらう。特に、執行を監督すべき取締役会運営の改善の必要性が指摘されており、独立取締役の活用による監督機能の強化と透明性の確保が提案されている。

当協会会員の意識調査においても、「社外性」よりも、「独立性」の重要性を指摘する意見が多く寄せられている。上場規則によるルール化を示唆する意見もあり、今後の詳細検討を見守りたい。もっとも、法ではないと位置付けられる上場規則も、上場企業にとっては、実質的に法となら変わるものではないことを付言しておきたい。

•「多重代表訴訟の創設」

本制度は、親会社の株主が、子会社の役員を直接訴えることができるようにすることで、縮減された親会社株主の権利の回復を図ることを

企図している。従って、純粋持株会社形態を採用し、従来は上場していた子会社を非上場化した企業グループに大きな影響を与える可能性が高い。現行の代表訴訟においても、株主が子会社取締役を監視し、不祥事等による責任追及ができない訳ではないが、その直接的な権利行使を可能とする本制度に対して経済界を中心に反対論が強い。その理由の第一は、独立した法人格に基づく権利行使の適正性であり、次いで、我が国において決して少なくない濫訴への懸念から発している。

諸外国の事例を見ても、米国に類似の制度はあるが、株主代表訴訟の適用には訴訟委員会での審査等も適用されるなど、結果的に我が国ほどには株主代表訴訟は多くないこと等も影響している。

当協会の意識調査が示すところでは、代表訴訟の当事者になる監査役としての関心が高い回答内容となっており、内部統制システムの一環としてとらえた場合、子会社取締役への抑止効果上、有効ではないかとする主張が一定数ある。

しかし、その一方で、制度設計の詳細が不明であることへの不安から、新たな代表訴訟制度の導入の前に、企業グループでの「連結監査環境の整備」が優先されるべきとの意見が主流を占める。例えば、非公開子会社の企業情報の開示を、従来以上に親会社の事業報告に記載すること等を通じて、親会社株主への情報の充実を図ることの重要性と必要性が指摘されている。また、昨今のグローバル展開の結果、企業グループの海外進出が相次いでいるが、海外株主からの代表訴訟提起など、多くの懸念事項が取り除かれてはならず、緻密な検討が求められる。

3 企業統治を巡る課題

企業的意思決定における実態を無視した機関設計論議は、その定着性や実現性において無益である。一方、立法関係者や企業の執行、監査役、会計監査人が常に突き付けられているのは、資本・金融市場の潮流や世界経済の同時進行傾向、IT（情報技術）革命等に他ならない。

我が国が今後ともグローバル経済と無縁に活動していくことはありえない。そうした視点からも、企業統治に関する国際的な要請に関して真摯に対応していくことは当然の責務でもある。世界の経済環境の変化や国際的な資金移動など、グローバル経済の流れは加速することがあっても停滞や後退は考えられない。

法制審議会会社法制部会では、監査役又は監査委員に関しても重要な課題が掲げられていることは先に述べたとおりだが、企業統治の評価軸は、あくまで、株主を中心とする多様な利害関係者にとっての企業統治の質の向上という視点からの評価でなければならない。企業統治は執行側のためにあるのではない。それぞれの利害関係者が会社に対し有する権利・権益が適切に反映される形で企業経営が行われることこそ企業統治のあるべき姿であり、監査役及び監査委員は執行側の職務執行に対する監査を通じて、このあるべき企業統治の実現に大きな役割を担っている。従って、会社法制の見直しに当たっては、従来、監査役又は監査委員が果たしている経営執行者の監視機能の低下を招来することがあってはならない。

今後の会社法制論議は、此れまでの海外機関投資家や資本市場関係者等から寄せられてきた基本的な問題に込えているだろうか。我が国のルールがローカルルールであるとの指摘は余り

に長い間の指摘であり、誤解を恐れずに言えば、此れまでの関係者の努力が報われていない。日本固有の制度が世界標準になってはいないことは確かであり、この溝を埋めていかない限り、どこまでも制度論に終始し、より工夫をすべき運用の改善に費やす努力が損なわれてしまうことを恐れる。仮に、グローバル・スタンダードと称される、過半数の独立・社外役員による経営監視主体の取締役会を実現させたとしても、それは単なる1つの方法論にしか過ぎず、その運営こそが問われるべきものであろう。

諸外国から迫られている制度改革論は、このあたりで止め、我が国が優れた発信をしていくことが今こそ必要ではないかと考えている。今後の会社法改正論議は、そうした志をもっているのだろうか。法制審議会会社法制部会の一委員として、この思いを抱きながら、丁寧な議論に参加していきたいと念ずるものである。

おわりに

日本監査役協会は、昭和50年以来10回の改定を重ねてきた「監査役監査基準」の浸透を図っているが、監査役に対する不信感を払拭するために、度重なる企業不祥事を未然に防止する為の工夫として、以下の項目に関して検討を加速する必要があると考えている。

- 1) 株主総会で選任された取締役（及び監査役）への継続的な教育による企業統治の質的向上

- 2) 社外役員（監査役、取締役）候補者登録制度の充実等を通じた企業統治基盤の整備

監査機能の十分な発揮、言い換えれば、企業不祥事の再発を防止するためには、2つの条件整備が求められている。

- 1) 企業集団における子会社情報開示の充実。
企業が社会的存在であることを念頭に置いたCSRやIRに一層の努力を払うこと。成熟した国における良質な市民意識の高まりが企業の健全な育成や持続的な成長には決して欠かせない。
- 2) 内部通報制度の充実と、通報者が決して不利益を被らないことを定着させる。

我が国は、この10年の間、新興国の経済発展と米国を中心とした先進国の消費に助けられて多くの課題を解決してきた。このいずれもが揺らぎ、デフレ経済からの脱却ができないまま、欧州の債務危機とも相俟って先行き不透明な夏を迎えている。少なくとも、グローバル経済にあっては、我が国資本市場への不信感を解消する具体的な処方箋が出されなければ、益々、海外投資家は日本脱出を図るに違いない。本年は、我が国のローカルルールをグローバルルールにするため、関係者が従来以上に発信する年にしていく必要がある。

こうした視点も含め、企業会計基準委員会（ASBJ）においても、市場関係者の意見を聞きつつ、世界に向けて大いに発信していくことを期待したい。